

## 国保

交通事故のときも  
国保へ届け出を

交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険で治療が受けられます。

**必ず届け出を**

国民健康保険で治療を受ける場合、国民健康保険への「第三者行為による傷病届」が必要です。この届け出がないと、国民健康保険が使えないことがありますので、交通事故にあつたら警察に届け、事故証明書（自動車安全運転センター）をもらうと同時に、役場町民課保険医療係へも必ず届け出をしましょう。

**医療費負担は、加害者の義務**

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。したがつて國民健康保険で治療を受けると、國民健康保険は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

示談は慎重に

役場町民課保険医療係に届け出る前に、加害者から治療費を受け取つたり、示談をすませてしまふと、國民健康保険で治療が受けられない場合があります。

示談を結ぶ前に、必ず役場

町民課保険医療係へご相談ください。

※老人保健も同様の手続が必要です。

お問合せ先

役場町民課保険医療係  
☎ 985-4107

## 税

### 税に関する 高校生の作文募集

国税庁では、税の意義や役割について考えたり、関心を持つてもらうために、学校や日常の中から学んだり経験しえましたことをテーマにした作文を、次代を担う高校生の皆さんから募集します。

**作文の募集要項**

応募資格

高校生であればどなたでも

応募ができます。

テーマ

税について学習したことに対する意見や感想。

○税務署や公共施設などを見学した時の体験や印象。

○税について家族の体験談やまわりの人の話を聞いて、自分が考えたこと。

○税について学習したことに対する意見や感想。

○税務署や公共施設などを見学した時の体験や印象。

○税について家族の体験談やまわりの人の話を聞いて、自分が考えたこと。

記載事項  
1人1編  
(3,000文字以内)

冒頭に作文のテーマ、氏名、学校名、学年、末尾に応募者の住所、学校の所在地

締切 9月7日(金)  
表彰

応募者全員に参加賞を贈るほか、優秀作品には、賞状と記念品を贈呈。

松山税務署  
応募先  
〒790-0808

松山市若草町4-3  
松山税務署  
お問合せ先  
☎ 941-9121

## 年金

### 毎年1回 誕生日月には 受給権者現況届

老齢福祉年金を受けている方は、毎年8月、国民年金証書を役場に提出することになります。

前年の所得により、今後1年間の年金支給額の審査・決定を行います。12月期と4月期の年金額を記入する必要がありますから、必ず、8月期の年金を受け取つたら、国民年金証書を提出してください。

提出が遅れたり、忘れたりした時や、転居などで用紙が届かなかつた時は、社会保険事務所や役場に予備の用紙がありますので、お尋ねください。

また、他の公的年金を受取っている方で、その年金の改定通知書が届いてまだ提出していない方は、併せて提出してください。

また、診断書を同時に提出しなければならない方は、診断書用紙を併せてお送りします。

お問合せ先

役場町民課年金係  
☎ 985-4106

8月は国民年金証書の提出月です